

札幌市・熊本市 防災に係る連携協定書

札幌市と熊本市（以下「両市」という。）は、真に災害に強いまちづくりに向けて連携協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害及び武力攻撃事態等（以下「災害等」という。）における両市の経験や専門的知識を共有することにより防災力の強化を図るとともに、災害等発生時の迅速かつ効果的な協力体制を構築するため、必要な事項を定めるものとする。

（連携協力する事項）

第2条 両市は、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) 災害等の予防施策や応急対応、復旧・復興に関する情報交換や知見の共有
 - (2) 災害等発生時における人員や物資に係る協力支援
- 2 両市は、前項に規定する連携協力の実施にあたっては、十分な協議を行い、双方合意の上、進めるものとする。

（協定の期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、両市いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においてもまた同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市署名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年11月8日

札幌市長 秋元克広

熊本市長 大西一史